

大阪市立鷺洲小学校いじめ防止基本方針

令和8年5月改正

平成27年8月に「大阪市いじめ対策基本方針～子どもの尊厳を守るために～」が策定され、令和8年5月に同方針が改正されました。本市の基本方針は、「いじめを受けた子どもの救済と尊厳」を最優先し、被害児童生徒及びその保護者の視点から、救済ルートの確保及び対処ルールの明確化に努めることと、そのための実効性ある具体策が示されています。

鷺洲小学校も、大阪市の基本方針に則り「大阪市立鷺洲小学校いじめ対策基本方針」を示します。

1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

上記の定義をもとに、本校でも「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、「いじめは許さない」という方針のもと、学校の教育活動全体を通して「心豊かな子ども」の育成のために「鷺洲学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組みます。

いじめは子どもの健全な心身の成長にとって見過ごすことのできない悪影響を及ぼす深刻な問題です。また、いじめられる側にもそれなりの理由や原因があるなど、部分的にでもいじめられる側の責任であるかのような論理は断じて受け入れることができません。人として絶対に許されない行為であるという指導を徹底して進めます。ただし、許されないのは「いじめ」という行為であることも、ここで強く確認します。

以上の共通認識のもと、未然防止・早期発見・問題解決等に向けて、基本方針を示します。

2 未然防止について

（1）いじめを未然に防止するために

いじめは、「いつでも、どこでも、だれにでも」起こりうる事案です。

そして、誰もが被害者になり、誰もが加害者になりうる、という事実を常に心に置いて、鷺洲小学校に通うすべての子どもをいじめに向かわせないための取り組みを全教職員が連携して進めます。

① わかる授業を実践します

すべての子どもが主体的・対話的に学ぶ授業づくりを通し、「わかる授業」を実践します。すべての子どもが参加し活躍できる学習を進めることで、一人一人が自信をもって発言、行動できるようにし自尊感情を高めます。

② 人権を尊重する教育を推進します

毎年5月第1月曜日における「いじめについて考える日及びいのちについて考える日」における講話等の取り組みとともに「いじめアンケート」を実施します。道徳教育を核とした人権教育を推進し、「人としてよりよく生きるための人格の基盤としての道徳性」「豊かな人との関わりと人としての在り方や生き方の自覚を促す道徳性」の育成をめざします。また、情報モラル教育を計画的に進め、SNSでのいじめ未然防止に向けて「情報を正しく判断し、取捨選択できる子ども」を組織で育てます。また、家庭にもスマートフォンや携帯電話のについての啓発に努めます。

③ 幅広い人間関係を形成する機会を提供します

人と関わる活動を教育課程に組み込むことで、自分の周りには様々な立場、様々な考え方、様々な状況の人がいることを知り、相手の思いを汲んで、折り合いをつけながら行動する力を育みます。

④ いじめに発展する恐れのある行為の制止

いじめに発展する恐れのある行為を発見した場合は、これを制止し、相手の心情に目を向けさせたり、行為の意味を理解させたりする指導を行うよう努めます。

⑤ 教職員のいじめ問題への対応能力を向上します

鷺洲小学校の教職員が、いじめを見抜く鋭い人権感覚をもち、専門的な知識に基づいた適切な指導が行えるよう、「いじめ防止推進」に資する研修の機会を設けます。

⑥ 教育相談体制の充実

いじめに限らず子どもが相談しやすいように学級担任以外にも子どもがどの教職員にも相談できるように養護教諭やスクールカウンセラー等と連携を図ります。また、「家庭教育相談日」を設け、午後からの行事や会議等を入れずに、保護者が来校できる日を設定しています。

(2) いじめを早期に発見するために

早期発見・早期解決のために、学級や地区別児童会、縦割り班活動、委員会、クラブ活動など学校生活すべての教育活動において全教職員で子どもをそれぞれの立場で、データと日常観察を掛け合わせた多面的な組織での児童理解を行います。

① 問題兆候の把握

ア. 日常的な観察

日ごろから子どもとの触れ合いを大切にして、児童の交友関係、行動、言動、体調などよく観察し理解しいじめの兆候やこどもが示すサインを組織で見逃さないようにします。

イ. データの活用と分析

学習者用端末「心の天気」の毎日の実施とデータ分析、学習者端末を活用した年2回（前期1回・後期1回）のformsでの「学校生活アンケート」の実施と分析、スクールライフノートの相談機能の活用、学習者用端末でのいじめアンケートの実施（いじめについて考える日＋6月・11月・2月）と分析を計画的に行い、大規模校である本校の特性をデータの活用を併せることで多面的な児童理解に努め早期発見・早期解決を目指します。

I 「心の天気」ダッシュボード(データ可視化)システムを通して子どもたちの心の揺れを把握早期発見に努めます。

II formsでの「学校生活アンケート」では、「学校運営に関する計画」で設定した目標項目と目標数値を目指していじめの実態把握に取り組みます。

III スクールライフ機能の活用では、学習者用端末を使っていつでもSOSをいつでも発信できるように活用します。

IV いじめに特化したアンケートを学習者用端末での「いじめアンケート」を定期的に年4回実施（いじめについて考える日・6月・11月・2月いずれも基準日を1日）し、いじめの実態把握に取り組み、聞き取りを複数で速やかに丁寧に行い、必要に応じて、特別支援コーディネーター、養護教諭やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーとの連携し解消に向けて取り組みます。

ウ. 保護者・地域との連携

いじめの発見は、学校はもとより地域・家庭の協力がなにより必要です。周囲の大人が、子ども達の健全な成長を見守るとともに、いじめの兆候に気付いたときは、速やかに学校に連絡できる関係を築きます。

エ. いじめにあって子どもがSOSを発信できる窓口の広報

このほか、いじめにあい、つらい思いを抱えている子どもが、いつでも助けを求められるよう「いじめSOS通報」「LINEによる相談窓口」子ども相談センター「電話教育相談」「24時間子どもSOSダイヤル」等の活用方法等を子どもたちに告知します。

② 実態の究明

ア. 教育活動の中で、いじめを発見した場合、教職員は一人で問題を抱え込まずに、速やかに校長・副校長・教頭に報告することとし複数の教員で対応し組織で取り組みます。情報については、5W1Hの収集を基本とし（いつ、どこ、誰が、誰と、何を、どのように、継続性等）実態の究明に努めます。

イ. いじめを認識した場合は、情報を共有し、「いじめ防止推進委員会」メンバーを招集し組織的対応を進めます。いじめと認識された事案については、担任だけでなく学校の教職員全体で状況を共有します。また、事案の正確な状況把握の方法や、その後の対策について、校長・副校長・教頭がリーダーシップを発揮しつつ、関係教職員、関係機関と協議して、速やかに対応するよう努めます。

3 事案発生時の対応について

① いじめに発展するおそれのある行為の制止

いじめの疑いがある行為を発見したときは、直ちにその行為をやめさせます。

② 安全の確保

いじめの疑いがある行為によって子どもの心身に被害が生じるおそれのある場合は、保護者や関係機関と速やかに連携をとり、その安全確保に努めます。

③ 心のケア

いじめの疑いに気付いた場合は、被害を受けている子どもの心のケアに努めます。

④ 事実の確認と判断

いじめの疑いがあることに気付いた場合は、速やかに事実関係の把握に努めるため、聞き取りや調査を行います。また、個々の行為がいじめに当たるかどうかは、被害を受けた子どもの思いに立って判断し、迅速に対応します。

⑤ 被害児童・保護者の思いの受け止めと安全確保

いじめの被害にあった児童や保護者の声に真摯に耳を傾け、要望や意見を受けとめ、引き続き安全確保に止めます。

⑥ 情報の提供と説明

被害にあった子どもや保護者に対して背景や経過等について積極的に情報を提供し、学校の方針について適宜説明を行います。

⑦ 関係機関との連携

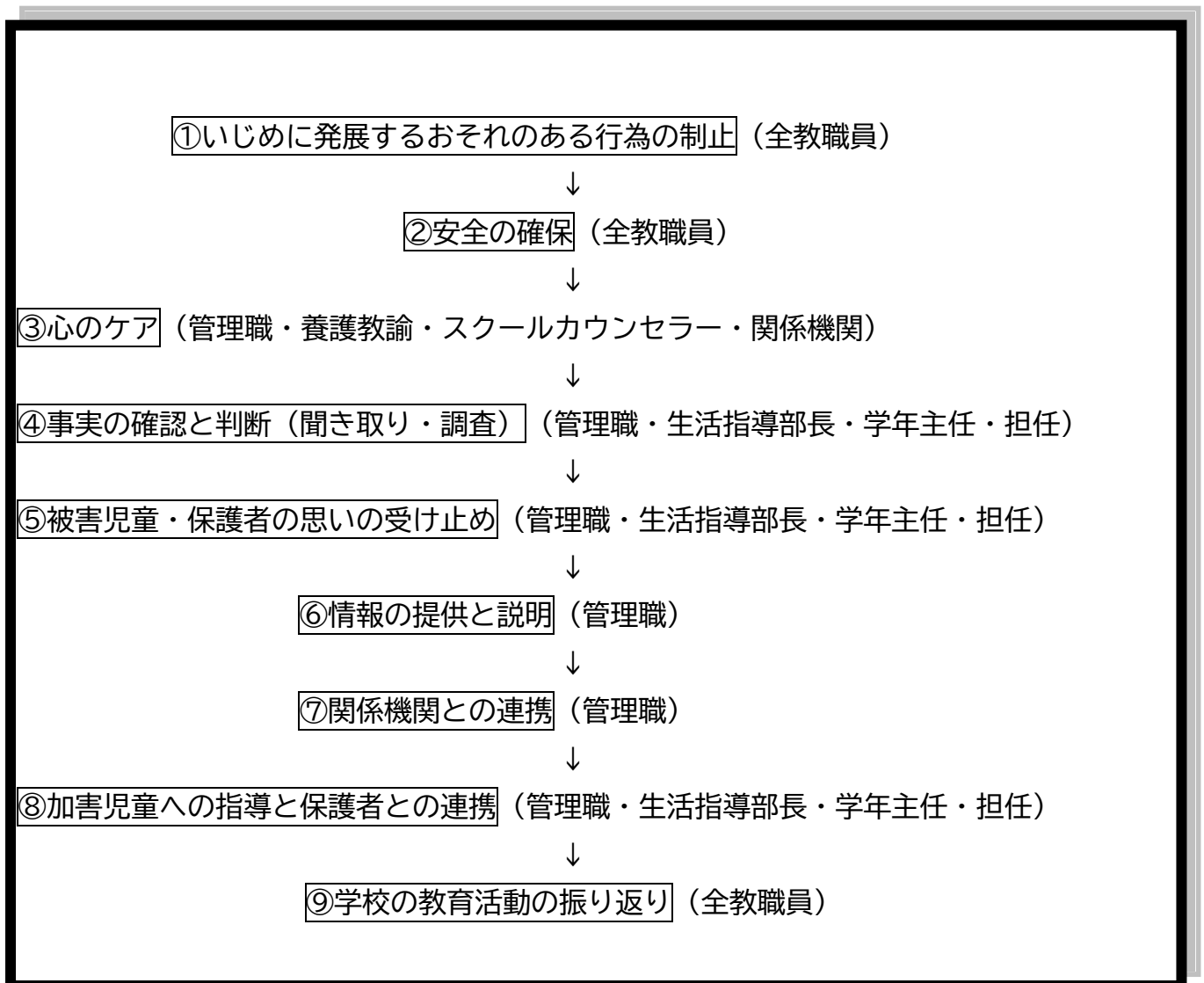
いじめ事案の対応に当たって、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、福島区役所子育て支援室、民生委員・児童委員等関係機関と連携し、解決に当たります。

⑧ 加害児童への指導と保護者との連携

加害児童については、その行為に対する指導を行うとともに、再発防止の観点から保護者に対しても助言を行い、情報共有をした上で謝罪の場を設定します。

⑨ 学校の教育活動の振り返り

発生した事案をもとに、二度と子どもにつらい思いをさせないとの決意をもって、教育活動を振り返り、改善することとします。



4 いじめ防止推進委員会の設置

いじめ防止を迅速かつ的確に対応していくため、本校内に『いじめ防止推進委員会(生活指導部会)』を常置し、毎月生活指導部会では、各学年から児童理解を行い情報を共有し

今後の対応の方向性を協議します。いじめ早期発見のためや召集の必要に応じて校長・副校長・教頭・生活指導部長・教務主任・保健主事・養護教諭・学年主任・特別支援C0で構成し、校長が委員長として、当該委員会を適宜開催し、指揮監督する。

5 校内研修会の推進

いじめ防止推進を迅速かつ的確に対応していくために、毎月いじめ防止推進に資する研修を実施する。本研修会では、気になる子どもについて情報共有することを必ず含むようにする。